

千葉県農業用生産資材 価格高騰緊急支援事業

農業用生産資材の価格高騰の影響を受ける
農業者の皆さまに給付金を交付します。



申請期間

令和5年**8月30日**(水)～令和5年**12月15日**(金)まで

令和5年1月1日以降に営農を開始した認定新規就農者は、令和6年1月31日(水)まで

【交付対象者】 生産性向上に取り組む農業者

- 個人事業主の場合、原則として青色申告を行っている場合が対象です。
- 直近決算における生産資材費*が20万円以上の場合が対象です。

【給付金額】

直近の決算書類における「生産資材費※」の1割
(上限20万円)

※生産資材費は、「種苗費」「農具費」「農薬衛生費」「諸材料費」となります。

申請方法

1 郵送申請



2 オンライン申請



3 説明会での申請



◆ 1～3のいずれかの方法で申請ができます。

【給付金額の算定方法】

申請は1回限りとし、20万円を上限に支援します。

(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額となります)

農業者
(個人事業主)

令和4年青色申告決算書における

「種苗費」「農具費」「農薬衛生費」「諸材料費」
の合計額

×1割

農業者
(法人)

直近の決算書類における

「種苗費」「農具費」「農薬衛生費」「諸材料費」
相当経費の合計額

×1割

※市町村から、生産資材費(種苗費・農具費・農薬衛生費・諸材料費)に対する助成を受けている場合、給付金額の調整を行う場合があります。

※令和5年1月1日以降に営農を開始した認定新規就農者の方は、算定方法が異なりますので、専用ウェブサイトでご確認いただくか、支援事務局までお問合せください。

給付金額の算定(例)

令和4年青色申告決算書における

「種苗費」「農具費」「農薬衛生費」「諸材料費」の
合計額が150万円であった場合

【給付金】

150万円×1割=15万円

前年の生産資材費

定率

給付金

令和 04 年分所得税青色申告決算書 (農業所得用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

科目	金額	科目	金額	科目	金額
種苗費 ⑨	400,000	農具費 ⑩		農薬衛生費 ⑪	
諸材料費 ⑫	600,000	修繕費 ⑬		動力光熱費 ⑭	
地代・賃借料 ⑮		土地改良費 ⑯		雑費 ⑰	
農産物以外 ⑱		期首 ⑲		期末 ⑳	
計 ㉑	1,000,000	計 ㉒		計 ㉓	

【主な要件】

○千葉県内に住所を有する個人事業主又は千葉県内に主たる事業所を有する法人であること。

○申請日時点において、千葉県内で営農しており、引き続き千葉県内で営農する意思を有すること。

ただし、令和5年1月1日以降に営農を開始した者にあつては、認定新規就農者に限る。

○申請日時点において、生産性向上に取り組む意思を有すること。

○直近決算における生産資材費が20万円以上あること。

【農業者の皆さまにご提出いただくもの】

提出必要書類	個人事業主	法人
交付申請書兼請求書 (様式第1号)	○	○
誓約書 (様式第2号)	○	○
役員等名簿 (様式第2号別添)	不要	○
通帳の写し等 (振込先口座を確認できる書類)	○	○
決算書類※	・令和4年青色申告決算書の写し	・直近の決算書類の写し ・法人税確定申告書別表1
定款	不要	○

※決算書類は、本給付金の申請者と同じ名義で、収受印のあるもののみ提出可能です。

※令和5年1月1日以降に営農を開始した認定新規就農者の方は、提出書類が一部異なりますので、専用ウェブサイトでご確認いただくか、支援事務局までお問合せください。

【生産性向上の取組について】

申請書に「5 生産性向上チェックシート」の項目がありますので、記入をお願いします。

【申請書の一部抜粋】

5 生産性向上チェックシート

生産性向上に取り組むメニューについて、「今後の取組」欄に1つ以上「✓」を付けてください。

今後の取組	取組メニュー		取組内容例
☐	(ア)	生産・流通コストの削減	機械の導入や集出荷経費の削減に資する資材の導入・燃油使用量削減による取組等
☐	(イ)	生産性又は品質向上に要する資材・機器等の導入	新品目・新品種の導入や肥料・農薬の低減、スマート農業機器の導入等
☐	(ウ)	土づくり・排水対策等作柄安定	土壌改良・排水対策の実施や病虫害・気象災害による被害防止対策の実施等
☐	(エ)	労働環境の改善	労働安全・ほ場環境改善・軽労化対策の導入等
☐	(オ)	経営管理の改善	法人化や雇用の導入・農福連携の取組等
☐	(カ)	流通・販売の改善	新たな販路開拓に向けた販売促進活動の実施や加工品の開発等

【申請から受取までの流れ】 ①～③のいずれかの方法で申請ができます。

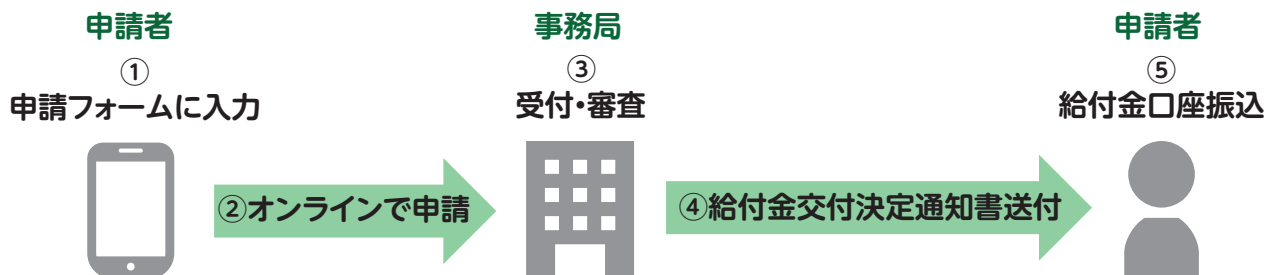
1 郵送による申請

申請書は専用ウェブサイトからダウンロード、または事務局に郵送依頼ができます



2 オンラインによる申請

専用ウェブサイトから申請ができます



3 説明会での申請

申請書は説明会会場で入手できます(必要書類・印鑑をご持参ください)



【説明会】

県内各地域で説明会を開催します。
詳細は、専用ウェブサイトでご確認ください。

【専用ウェブサイトのURL】

<https://jimukyoku.site/chiba/nogyoshien/>

千葉県 農業資材 支援

検索

給付金概要、要件、説明会について
詳しくは専用ウェブサイトをご確認ください。



【お問合せ先】 千葉県農業用生産資材支援事務局

郵送・お問合わせ先 〒260-0031 千葉市中央区新千葉2-12-1 第11東ビル3階



0120-985-124

※休業日：土・日・祝日、12月29日～1月3日

平日 10:00～19:00